

令和7年度食品衛生法改正事項実態把握等事業公募要綱

1. はじめに

本公募要綱は、厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課が実施する「令和7年度食品衛生法改正事項実態把握等事業」にかかる募集内容を記載したものである。

1.1. 事業の目的

本事業は、令和3年6月の改正食品衛生法完全施行を踏まえ、改正法施行5年後見直しに向けた課題の整理を行うべく、食品等事業者におけるHACCPの実施状況、導入効果等の調査、検証を行い、円滑な制度運用及びさらなる衛生管理の向上を図ることを目的とする。

2. 事業の内容

外部委員を任命の上、次について、随時確認を受けながら実施すること。

食品等事業者におけるHACCPの実施状況、導入効果等の調査、検証

法改正により、令和2年6月から、原則としてすべての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理の実施を求めている。HACCPの定着の状況や課題を明らかにするため、令和3、4年度に実施した飲食業、製造業、販売業に対してHACCP制度の導入状況等について再度調査を行う。また小規模零細事業者のHACCPの普及、レベルアップを促進するため、食品等事業者、食品衛生責任者に対するフォローアップ講習会の開催、動画等のコンテンツ作成等を行い、その効果を検証する。

なお、外部委員の選定及び事業の実施にあたっては、厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課と十分に協議を行った上で決定すること。

事業の一部は、食品等事業者に対するアンケート等により実施することを想定しているが、アンケート等の対象とする母集団や標本の情報は、厚生労働省からは提供しないため、事業実施者において用意すること。

令和4年度及び令和5年度事業結果については以下のホームページを参照のこと。令和6年度事業結果については、令和7年度事業実施者の選定後に提供する予定である。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/shokuhin/syokuchu/01_00018.html

3. 応募に関する諸条件等

3.1. 応募資格者

- ・ 食品衛生法に関する幅広い知見と経験及び過去に同等規模以上の類似業務の実績がある法人格を有する団体（以下「団体等」という。）であること。
- ・ 上記以外の団体等が応募する場合は、事業実施にあたっては必ず上記を満たす団体等との事業協力契約を結び、事業全体のとりまとめを行うこと。
- ・ 暴力団等に該当しないこと。

4. 経費の負担

4.1. 委託費について

別に定める「令和7年度食品衛生法改正事項実態把握等事業委託費交付要綱」に基づいて行う。なお、想定している対象経費は諸謝金、旅費、庁費（備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、雑役務費）、委託費の予定である。

4.2. 委託額

68,733 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）で委託を行う。

5. 留意事項

- ・ この事業を推進するにあたっては、関係機関等と密接な連携を取り、事業の円滑な実施を図るものとする。
- ・ この事業により収集した個人情報等の取り扱いについては、関係規程等を遵守し、十分配慮して取り扱うものとする。

6. 応募方法

2、3、5に掲げる内容を含んだ事業計画書を別紙様式等により作成し、以下に定める提出期限内に書面により各 10 部提出すること。

7.1. 提出書類

- ・ 事業計画書（様式 1）
- ・ 本事業計画立案の考え方が分かる資料（任意様式）
- ・ 団体等の概要（様式 2）
- ・ 事業計画（様式 3）
- ・ 所要額内訳書（様式 4）

※第三者への委託の有無（有の場合は、あわせてその業務内容及び予定している委託先）を付記すること。

- ・ 事業実施スケジュール（様式 5）
- ・ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式 6）
- ・ 過去 5 年間に国及び地方公共団体から類似事業の補助・委託実績がある場合は、その実績が分かる資料（任意様式）

7.2. 提出方法・提出先

郵送とする。なお、郵送をした際には問い合わせ先にその旨電話で連絡すること。

7.3. 提出期限

令和 7 年 5 月 12 日（月）17:00 必着

7.4. 提出にあたっての注意事項

- ・ 提出された書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返却も行わない。
- ・ 一者あたり書類は 1 種類とし、2 種類以上の提出はできない。
- ・ 虚偽の記載をした書類は無効とする。
- ・ 書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・ 書類は A4 版、日本語で作成すること。
- ・ 電話による質問、ヒアリング及び追加資料の提出を求める場合があるので、その場合は速やかに対応すること。
- ・ 書類に使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

8. 採択方法

応募のあった事業については、厚生労働省が設置する有識者の委員会が書類等について審査（必要に応じてオンラインによるヒアリング）を行い、事業の目的に合致し、最も評価の高い書類等を提出した一者を選定し、採択事業者を決定する。

審査終了後、採択の可否及び国庫補助基準額について通知を行う。

9. 交付申請

採択決定の通知を受理した団体等は、別に定めるところにより、交付申請書を厚生労働省に提出すること。

10. 事業実績報告書

国庫補助の対象となった団体等においては、事業完了後、別に定める事業実績報告書を作成し、その他の成果物とともに令和 8 年 4 月 10 日までに厚生労働

省に提出すること。

なお、本事業を実施した団体等に対して事業の実施期間中又は事業完了後に必要に応じて事業の遂行状況等の調査を実施することがある。

成果物には本事業で実施したことが分かるようにすることとする。

11. 知的財産等

- ・ 本件により作成、変更、更新されるドキュメント類及びプログラム等の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）は、受託者が本件の従前より権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、厚生労働省が所有する等現有資産を移行等して発生した権利を含めてすべて厚生労働省に帰属するものとする。
- ・ 本件により発生した権利について、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- ・ 本件により発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受託者は原著作物の著作者としての権利を行使しないものとする。
- ・ 本件により作成、変更、更新されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は、事前に担当職員へ報告し、承認を得ること。
- ・ 本件により第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら厚生労働省の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、厚生労働省に係る紛争の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずる。

12. 秘密の保持

本事業に携わる者（当該事業から離れた者も含む。）は、プライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がなく事業の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。

〈本件に係る問い合わせ先・計画書の提出先〉

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

TEL 03-5253-1111（内 4203）